

平 成 2 9 年 度

事 業 計 画 書

社会福祉法人大石田町社会福祉協議会

平成29年度 社会福祉法人大石田町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

一人暮らし高齢者の増加、それに伴う孤独死や、生活困難者の増加の問題。また老老介護世帯の増加などの高齢者に関する課題について、これまで地域の強い連帯感のもとに支えられてきましたが、地域全体の高齢化や人口減少により、地域のつながりも薄れつつあり大きな福祉課題となってきています。

生活困難者、社会的孤立をなくすために行政、専門機関との連携を強化し、地域住民との協働による地域のネットワークづくりに取り組み、支え合う小地域福祉活動に取り組みます。

さらに、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業等の効果的取組みを推進するとともに、生活困窮者や高齢者、障がい者等を地域での生活を支え、支援を行い、住民の多様な生活課題への包括的支援体制の構築に取り組みます。

また、豪雪時の高齢者、障がい者宅の除雪の課題、地震や異常気象による大規模災害時の要援護者への支援やボランティアの受入れ体制の確立など、地域の多様なニーズを的確に把握し、解決に向けた取り組みを図るため、次の目標を掲げ、行政・地域住民と協働して福祉のまちづくりを推進します。

＝重 点 目 標＝

1. 福祉サービス利用援助事業の推進と強化
2. 地域住民の生活課題の把握と解決のための相談と支援活動の充実
3. 高齢者・障害者等の生きがい活動事業の推進
4. 経済的困窮者、社会的孤立者の生活支援に向けた行政・地域との協働
5. 福祉ボランティア活動の実践と支援、福祉教育の推進、住民同士の「つながり」を高めるボランティアの育成
6. 災害時住民支援活動（雪害を含むボランティアセンターの設置）

【地域福祉活動事業に関すること】

(1) 地域が抱える福祉課題の掌握

地域の抱える福祉課題を掌握するために、きめ細かなニーズ調査を実施する。

(2) 地域ボランティア活動の推進

ボランティア団体や、小・中・高生のボランティア活動への支援、雪かきボランティア（除排雪班）活動、災害支援ボランティアの養成

(3) 地域福祉ネットワーク事業の推進

福祉のまちづくりのため行政・福祉団体との連携

(4) 福祉生きがい講座（元気塾）の開催

高齢化社会において必要な健康づくりや生きがいのある学びの場を提供する

(5) 地域連携推進員の配置

各地区区長、公民館長との連携及び民生委員児童委員協議会活動への支援と連携

(6) 広報活動の充実強化

社協広報「おもいやり」の発行と情報の提供のための随時「おしらせ」等を発行、ホームページによる情報提供

(7) 関係機関・団体との連携

要援護者についての情報交換や支援体制の確立

(8) 災害時住民支援の体制づくり

異常気象時、震災時に即応できるよう町の防災計画に基づき、自主防災会など各団体と連携し、災害ボランティアセンターの設置、運営のための研修を行う。

【在宅福祉活動事業に関する事業】

(1) 配食サービス事業 （民生委員児童委員と連携）

単身老人等への給食サービスと安否確認のためのヤクルト配達

(2) 在宅重度身障児者の介護者、一人ぐらし老人の激励の集い開催

一人ぐらしのお年寄りや、寝たきり高齢者・障がい者の介護者激励、交流会の開催（おもいやりのつどい）

(3) 福祉用具貸出事業

高齢者・障がい者等に対する車いすの貸出

(4) 冬期間巡回（一人ぐらし高齢者等）

除雪のニーズ調査による訪問、見守り活動

(5) 出前講座

大石田町地域包括支援センターと合同で、各地区公民館に出向き、制度や福祉サービスの利用の仕方などを説明。

【生活福祉援護に関する事業】

(1) 生活相談活動事業

- | | | |
|------------|---------------|-----------|
| ・心配ごと相談所開設 | 毎月第2水曜日 | ※随時社協職員対応 |
| ・無料法律相談所開設 | 5月より隔月第4水曜日 | |
| ・自立支援相談所開設 | 毎月第2水曜日（会場提供） | 村山市社協と連携 |

(2) 生活支援推進員の配置

県生活福祉資金相談体制支援事業事務委託金の交付を受けて相談員を配置し、生活困窮者のために修学・就労などの生活資金借入の相談にあたる。

(3) 生活福祉資金の貸付事業

就労活動、生活再建支援の『総合支援資金』や低所得世帯等の修学支援のための『教育支援資金』の貸付を行う。またこれら資金の活用について民生委員・児童委員の協力を得て、情報提供・相談活動の実施。

(4) たすけあい金庫資金貸付事業

緊急な自立更生を図るための資金貸付、貸付とともに生活全般の支援や見守りをする

(5) 出前サロン

住民同士のつながりを高めるための交流の場を作る。
一人暮らし老人の生きがい、交流を深めるために開催。

(6) 福祉サービス利用援助事業

県日常生活自立支援事業(基幹的社協)業務委託金の交付金を受けて、専門員・担当職員を配置。高齢者や知的障がい者への日常的な金銭管理のお手伝いを行う。

(7) 生活困窮者自立支援制度への取組み

就労支援・家計相談・生活困窮世帯の子どもの就学支援、中途退学防止支援等の実施

【児童福祉に関する事業】

(1) 福祉教育の支援

学校や家庭、地域における福祉教育体験学習の支援

(2) 福祉ボランティア活動体験事業

福祉ボランティア活動やシニア体験等への支援

(3) 福祉施設体験学習事業

児童や生徒の福祉施設体験学習への支援

(4) 児童遊園地整備事業

地域で管理している児童遊園地の整備に対する助成

【老人・身障福祉活動に関する事業】

(1) 高齢・障がい者福祉推進員の配置

専門指導員を配置し、単位組織の育成強化の為支援・指導にあたる

(2) 老人クラブ、身障者福祉会活動の育成

老人クラブ、身障者福祉会活動の活性化のための育成指導

(3) 老人クラブスポーツ、レクリエーション大会の開催

健康増進や社会参加の促進、交流等を図るため開催

(4) いきいき大石田福祉のつどいの開催

地域福祉活動の推進と仲間づくりや交流のために開催

(6) 各種趣味の講座等（会場提供）

| 講座名 | 利用日程 | 講座名 | 利用日程 |
|-------------------|------------------|-----------|------------|
| 囲碁将棋教室 | 毎週火曜・月4～5回 | 大正琴大石田教室 | 年間毎月第2・4水曜 |
| 気功太極拳 | 年間毎月第1・3木曜 | 大正琴虹ヶ丘の会 | 年間毎月第1・3金曜 |
| 絵てがみの会 | 年間毎月第1・2火曜 | すずし会 | 年間毎月第1月曜 |
| やよい会 | 年間毎月第3火曜 | レカンフラー教室 | 年間毎月第3水曜 |
| 和箏の会 | 年間毎月 第2木曜 | パソコン倶楽部 | 毎月2回隔週水曜 |
| 身障者福祉会 | 年間毎月第4月曜 | ことばあそびサロン | 毎週水曜 |
| 福祉ボランティア いこいの会 | 毎月第3木曜日 毎週火曜日 | 木目込み人形 | 年間毎月第1・2火曜 |
| ヨガ教室 | 毎月第2・3・4水曜 | 100歳体操 | 毎週月曜日 |

(7) 手づくり作品展への支援

手づくり作品、展示会への支援

(8) 鍼灸マッサージ施術助成事業

満70歳以上の高齢者が鍼灸マッサージ施術を受ける場合に要する費用の一部
助成（1回1000円、年3回分助成）

(9) 特養、知的障がい者更生施設との連携

ボランティア活動等で施設への協力、支援

(10) 知的障がい者ふれあい交流

手をつなぐ育成会、親子ふれあい交流会への支援

(11) 敬老会開催への支援、助成

各地区で行われる敬老会開催に対する支援、助成

(12) 金婚祝賀記念式等の開催

結婚50年を迎えた皆さんを招いて、金婚記念式、祝賀会の開催

【各種団体への支援と連携の強化とその他】

- (1) 大石田町老人クラブ連合会
- (2) 大石田町身体障害者福祉会
- (3) 大石田町手をつなぐ育成会
- (4) 大石田町遺族会
- (5) 共同募金委員会

事務局担当
各団体の活動を尊重しながら自立へ向けての支援を行う

10月1日より、募金運動推進し、社協事業配分金確保に努める

(6) 歳末たすけあい募金運動への協力

12月1日より、たすけあい該当者、施設等への支援

(7) 災害時たすけあい募金への協力

災害被災者、ボランティア支援のための募金活動

(8) 戦没者慰霊祭の開催

英靈の御靈に追悼の誠を捧げる慰霊祭の開催 (8月20日に開催)

(9) 老人いこいの家管理運営

町からの指定管理を受け、利用者の増と、来場しやすい環境づくりに努める。

【組織体制の強化：会の運営管理】

| 事 項 別 | 事 業 名 | 事 業 内 容 |
|---------|---|--|
| 会の運営管理 | 1. 会の運営 (1) 理事会 (2) 評議員会 (3) 監事會 | 会務の執行に関すること 会務の承認議決に関すること 事業運営、経営、会計経理に関する監査に関すること |
| 健全財政の確保 | | 会費納入率の向上 各種補助事業や、受託事業の受入れと共同募金運動の強化 社会福祉基金の造成 |